

令和6年4月

「市川町 ふるさと市川応援寄附金」で 市川高校へのご支援をお願いします！！

市川高等学校

令和4年4月から、「市川町」が実施している「ふるさと市川応援寄附金」（ふるさと納税制度）の使いみちとして、「市川高校への支援」が選択肢として追加されました。

これを機に、本校をより魅力化する活動へのご支援、地域の未来を担う市高生の挑戦へのご支援をお願いいたします。

寄附金活用内容 ①教育環境の充実・整備
 ②地域探究学習の充実

目 標 金 額 218万円
 （令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間）

寄附の申込み

寄附は、ふるさと納税サイト
「ふるさとチョイス」からお申し込みください。
右側のQRコードから内容をご確認ください。



寄附の特典

所得税、住民税を収められている方で

- ①市川町外にお住いの個人の方
 - ・実質負担額 2,000 円で寄附をすることができます。
（一定の上限があります）
 - ・更に、各種の返礼品を受け取ることができます。
- ②市川町にお住いの個人の方
 - ・実質負担額 2,000 円で寄附をすることができます。
（一定の上限があります）

【本件のお問い合わせ先】

学校法人市川学院 市川高等学校 事務室
〒679-2395 兵庫県神崎郡市川町東川辺 776-18

電話受付時間：平日の9時00分から16時30分

※土・日曜 祝日、年末年始、その他休校日は電話受付していません。

令和6年4月

「市川町」ふるさと納税制度によるご寄附について

市川高等学校

令和4年4月から、「市川町」が実施している「ふるさと市川応援寄附金」の使いみちとして、「市川高校への支援」が選択肢として追加されました。

これを機に、本校への更なるご支援をお願いしたく、寄附金の概要をお知らせいたします。

ふるさと市川応援寄附金（市川町のふるさと納税制度）

ふるさと納税とは、自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限があります）。

例えば、年収500万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

市川町では、「ふるさと市川応援寄附金」の選べる使いみちとして「市川町で唯一の高等学校『市川高校』をはじめとする地域の教育振興への支援」を追加し、ふるさと納税制度を利用した市川高等学校への助成を開始していただきました。

寄附者が「市川高校への支援」を選択してふるさと納税を行うと、寄附を受けた市川町から寄附額の25%が市川高校へ助成される仕組みです（助成額には上限があります）。

寄附額は決まった額ではなく任意の額をご寄附いただけます。ただし、控除額は寄附者の所得に応じ、他の自治体へのふるさと納税も含めた合計額に上限がありますので、ご注意ください。

居住地を問わず、寄附が可能です。更に、市川町在住以外の方は「返礼品」をお選びいただけます。

控除を受けるには

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。

ただし、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することが可能です。

なお、ふるさと納税制度による寄附以外に、「特定公益増進法人に係る寄附」（個人も法人も税控除あり）も実施しています

詳しくは、本校・事務室までお問合せください。